

## 川崎市 広告募集説明書 (印刷物以外の広告媒体資料)

募集件名	川崎市立図書館雑誌カバー広告		
募集の内容	<p>図書館で所蔵する雑誌のうち、貸出しをしない最新刊の雑誌を保護する外付け型の閲覧用カバーに広告を掲載することができます。所蔵雑誌は、市立図書館13館で合わせて約1,400誌あり、掲載したい雑誌や館を選ぶことができます。期間は掲載開始月から年度末までです。</p> <p>別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。</p> <p>広告の掲載を希望する事業者又は広告代理店は、広告原稿を添えて別紙申込書により掲載希望館ごとに期間内に申し込んでください。広告の内容が同じであれば、同時に複数の雑誌の申し込みが可能です。</p>		
媒体所在地	各川崎市立図書館		
設置数	市内13館合わせて 約1,400誌		
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様		
申込資格	<p>(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。</p> <p>(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。</p>		
選定基準	先着順により選定します。		
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。		
	期間	平成28年2月23日 から 平成29年1月31日	17 時 まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。	
申込み	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。		
	期間	広告開始希望月の前々月末日まで (但し、平成28年4月を含む申し込みは平成28年3月5日まで)	
	方法	下記担当まで、広告掲載申込書と広告原稿案を直接持参、FAX又はメールにて。	
担当部署	教育委員会事務局生涯学習部 各図書館 雑誌カバー広告担当 (別紙)		
	住所		
	電話・FAX	電話	FAX
	eメール		


【添付資料】  なし  あり (広告掲載仕様書、広告掲載申込書、川崎市立図書館雑誌カバー広告掲載要領、川崎市立図書館資料収集要綱)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000055404.html>

## 広告掲載仕様書(印刷物以外の広告媒体資料)

### 1 媒体の概要

名称	川崎市立図書館雑誌カバー広告		
所在地	各川崎市立図書館		
設置数	市内13館合わせて 約1,400誌		
掲出期間	掲載開始月より年度末まで		
設置場所の利用対象者利用者数等	約35万6千人 (市立図書館全館の平成27年の1か月平均入館者数)		
内容等	掲載できる広告は、事業者又は事業所が事業活動のために掲載する広告です。図書館で所蔵する週刊誌、月刊誌などの雑誌の最新号の閲覧用カバーに広告が掲載できます。		
セールスポイント	この地域の、この雑誌を読む人へ広告を知らせたいという、ピンポイントの広告活動ができます。		
担当部署	教育委員会事務局生涯学習部 各図書館 雑誌カバー広告担当		

### 2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	広告料(1枠・税込)
最新刊の雑誌を保護する外付け型の閲覧用カバーの表表紙と裏表紙で1枠とします。	カバー表表紙は縦4cm 横13cm以内、裏表紙は雑誌の裏表紙の大きさ以内	1	1館1誌1枠で月1,000円
広告掲載が望ましくない業種・内容	広告は図書館のイメージを損なわないものにしてください。川崎市立図書館資料収集要綱第7条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できません。		
留意事項	※ 川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準及び川崎市雑誌カバー広告掲載要領を遵守してください。 ※ 広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ※ 掲出前に広告原稿内容の審査を受けてください。 ※ 広告原稿内に、広告である旨を明記してください。 ※ 広告原稿は印刷してお持ちください。 ※ 雑誌の閲覧用カバーは図書館で準備いたします。広告の貼付は図書館で行います。		